

高速道路における軸重に係る車両制限令違反について

1. 軸重に係る実地検証の実施

- 「高速道路における特殊車両通行許可制度に関する勉強会」では、全日本トラック協会、日本貨物運送協同組合連合会及び国土交通省、高速道路会社、高速道路機構等が協力して、全国の高速道路7箇所にて、それぞれ準備した車両及び積載条件のもとで軸重に係る実地検証を行った。
- 各々の箇所における実地検証の結果、機械計測差や走行状況（定速、低速、減速）などの影響により、一定のばらつきが生じうることを確認した。
 - 静荷重（マットスケール計測）では、最大で約1トン
 - 動荷重（自動軸重計測）では、最大で約3トン

2. 実地検証を踏まえた今後の対応

- 高速道路機構及び高速道路会社は、一般的制限値や特車通行許可値をもとに実地検証で確認されたばらつきを考慮した上で、軸重に係る車両制限令違反が繰り返し確認された者に対する取締等を行う。（令和2年12月1日より実施）
- なお、上記の取締等にあたっては、高速道路機構及び高速道路会社は、統一的な考え方にに基づき運用を行うこととし、これに係る社員等に対して周知徹底するとともに、計測機器の適切な保守・点検等により精度向上に努める。
- 全日本トラック協会及び日本貨物運送協同組合連合会は、軸重に係る車両制限令違反に関して得られた知見を踏まえ、適法かつ安全にトラック運送が行われるよう、会員等に対して周知徹底する。

令和2年10月12日

高速道路における特殊車両通行許可制度に関する勉強会